

【住宅取得支援事業補助金】よくある質問

No.	申請区分	質問区分	よくある質問	回答
1	子育て世帯支援型	申請者の条件	世帯主と配偶者のいずれかが50歳未満であればいいのか	世帯主と配偶者ともに、50歳未満でなければ対象外となります。
2	子育て世帯支援型	提出書類	母子手帳の写しは、表紙だけコピーして提出すればいいのか	母子手帳の表紙と、妊婦健診の記録が記載されたページの写しも一緒に提出してください。
3	近居・同居支援型	申請者の条件	一親等内の直系卑属とは、具体的に誰か	自分より後の世代で一親等内の者であるため、親世帯から見て子が該当します。孫は該当しません。
4	近居・同居支援型	申請者の条件	市内で親世帯と既に同居している子世帯であるが、市内で良い中古住宅を購入し、引き続き親世帯と同居することになるが、補助の対象となるか	本補助金の「近居・同居支援型」については、この補助金をきっかけに、新たに近居又は同居する子世帯を支援するものであり、中古住宅取得する前後において、近居又は同居の状態が変わらない場合には補助の対象外となり、ご相談のケースの場合においても、対象外となります。
5	共通	申請者の条件	世帯主と配偶者のほかに、親も共有者として所有権があるが、対象となるのか	世帯主と配偶者以外の方が、売買契約の契約者であったり、所有権を有している場合には、対象外となります。
6	共通	提出書類	課税地が海老名市かどうかはどのようにわかるの	申請日の属する年の1月1日時点（1～2月の申請の場合は、申請日の属する前年の1月1日時点）で海老名市の住民であれば、課税地が海老名市であると考えます。この場合、市で調査できますので、納税証明書の提出が不要となります。
7	共通	提出書類	過去にリフォーム補助金をもらったかどうかかわからないが、市で調べてくれるのか	市で調査しますので、ご相談ください。
8	共通	申請者の条件	融資手続きの関係上、早く新住所で住民登録したため、住民登録日と実際の居住日が異なる場合には、いつ申請したらいいのか	中古住宅の特性上、融資手続きやリフォーム工事のために、実際に居住する日が想定より遅くなる場合がございます。そのような場合には、個別のご相談を伺いますので、市へご相談ください。
9	共通	提出書類	昭和56年5月31日以前に着工した住宅であるが、具体的にどういった書類であれば、申請できるのか	耐震診断した際の結果報告書や耐震基準適合証明書といった書類を想定しています。上記以外で証明される場合には、市へご相談ください。
10	共通	住宅の条件	団地の中で、耐震診断をした棟としていない棟があるが、構造は一緒なので、耐震診断していない棟も申請できるのか。	構造が同じでも、別の棟の耐震診断の結果をもって、補助の対象とすることはできません。お住いの棟が耐震診断をしていない場合は、耐震診断等により安全性が確認されていることが分かる書類を提出する必要があります。